

別表第3 共用部分等の範囲（管理規約第8条（共用部分の範囲）関係）

<p>一 専有部分に属さない建物の部分（規約共用部分を除く。）</p>	<p>エントランスホール、開放廊下、外部階段、屋上、エレベーターホール、エレベーター室、ポンプ室、電気室、主幹盤室、MDF室、内外壁、界壁、床スラブ、基礎部分、塔屋、花台（下部室外機置場）、空調室外機置場、メーターボックス、パイプスペース、バルコニー、アルコーブ、ルーフバルコニー、ポーチ、門扉、ベランダ等専有部分に属さない建物の部分</p>
<p>二 専有部分に属さない建物の附属物</p>	<p>エレベーター設備、電気設備、給排水衛生設備、テレビ共聴視設備、集合郵便受け、宅配ボックス、消防用設備、防災防犯設備、避難設備、避雷針、各種の配線配管等専有部分に属さない「建物の附属物」</p>
<p>三 規約共用部分</p>	<p>ふれあい館、管理用物入れ、管理用流し、ゴミ集積所、清掃用流し、ラウンジ、キッズルーム、壱番街1階部分原動機付自転車置場、壱番街1階部分駐車場、参番街1階部分備蓄倉庫、倉庫及びそれらの附属物</p>